

保育の必要性の下限時間について

子ども・子育て支援法施行規則(平成26年6月9日内閣府令第44号)において、教育・保育給付を受ける場合の保育を必要とする事由が定められた。このうち、保護者のいずれもが労働することを常態とする場合については、その労働時間の下限を月48時間から64時間までの範囲で市町村が定めることとなった。

本市としては、次のとおりとしたい。

1 ニーズ調査

このたびのニーズ調査によると、現在、保育所を利用している回答者のうち99.6%が1日4時間以上の保育の利用を希望し、98.1%が週4日以上保育の利用を希望している。

$$4\text{時間}/\text{日} \times 4\text{日}/\text{週} \times 4\text{週} = 64\text{時間}/\text{月}$$

2 幼稚園や一時預かりの利用

64時間未満のパートタイム就労者は、児童を幼稚園に入園させる、または、保育所の一時預かりを利用することができる。平成27年度からは、幼稚園における一時預かり事業も新設される予定である。

3 保育所の需給バランス

現在、本市では、就労の場合、月64時間以上保育に欠ける場合を保育所入所の要件としており、待機児童は発生していないものの、定員を超えて児童を受け入れる場合もあることから、64時間未満の労働下限時間を設定した場合、より保育の必要性の高い児童の入所が困難となる可能性が考えられる。



◎ 下限時間の設定

上記1～3を考慮して検討した結果、教育・保育給付上、保育を必要とする労働時間は「月64時間以上」とする。

【 参 考 】

- 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号, 3号(抜粋)

支給要件

- 2 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。
- 3 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

- 内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」(概要)

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

保育を必要とする事由

- 1 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 2 妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること。
- 4 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 6 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。
- 7 学校、専修学校、各種学校、教育施設に在学していること。(職業訓練含む)
- 8 児童虐待またはそのおそれがあると認められること、DVにより保育を行うことが困難と認められること。
- 9 育児休業をする場合で当該育児休業に係る子ども以外の子どもが特定教育・保育施設を利用しており、この間引き続き当該教育・保育施設を利用することが必要であると認められること。
- 10 前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。